

架装物付自動車を廃棄される方へのお願い

- 2005年1月1日以降、大型トラック・バス等を含むすべての自動車に対して自動車リサイクル法が適用され、新しいルールにのっとった取り扱いが必要となります。
- 使用済自動車の架装物の中には自動車リサイクル法の対象外となるものがあります。こうした架装物等は、新しいルールの中でも従来通り架装物の処理に必要な費用を考慮した取引を行ってください。

分離ができて、再利用可能な架装物



分離ができない、一体型の架装物



法対象



一体型架装物も含め法対象部分（積載物・搭載装置等は除く）については、シュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、リサイクル料金に含まれます。

法対象外



分離型架装物、一体型架装物内の積載物・積載装置等は自動車リサイクル法の対象外であり、その処理に必要な費用はリサイクル料金に含みません。これらについては、その処理に必要な費用を考慮した取引が必要となります。

※架装物の種類ごとの判断は、裏面の表をご覧ください。

- 法の対象外の架装物から出る廃棄物（木材、FRP、断熱材等）の適正処理推進の為、協力事業者制度を構築し、情報提供中です。また、現在さらなる拡充に取り組み中です。
- 架装物の適正処理を推進するため、解体マニュアルの作成、使用材料名表示、解体しやすい架装物設計、環境負荷物質の使用削減等についても取り組んでいます。
- 詳細については（社）日本自動車車体工業会のホームページをご覧ください。
<http://www.jabia.or.jp>

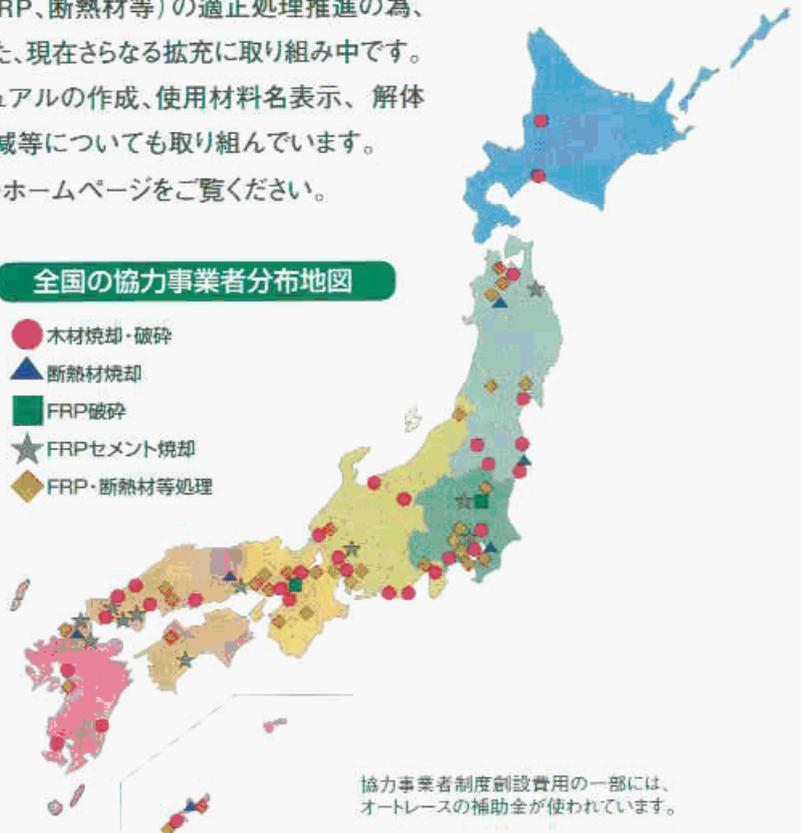
JABIA環境基準適合ラベル



（社）日本自動車車体工業会の基準をクリアしたのものにはこのマークを付けています。

全国の協力事業者分布地図

- 木材焼却・破碎
- ▲ 断熱材焼却
- FRP破碎
- ★ FRPセメント焼却
- ◆ FRP・断熱材等処理



協力事業者制度創設費用の一部には、オートレースの補助金が使われています。

【概要】 架装物の種類ごとの判別

主な車種	リサイクル法	リサイクル料金	具体例
<p>バン型の架装物</p> <p>冷凍車、ドライバン、側面開放車、 冷凍車(側面開放)、冷蔵車(側面開放)、 冷蔵車、オープンバン</p>	➔ 対象外	×	 <p>冷凍車</p>
<p>タンク型の架装物</p> <p>タンクローリ、コンクリートミキサー、 粉粒体運搬車(飼料運搬車)、塵芥車、 粉粒体運搬車(バラセメント類運搬車)、 清掃車(汚泥吸引車)、高圧洗浄車、 活魚運搬車、消防タンク車、道路作業車 (湿塩散布車)、路面清掃車、 散水車、アスファルト運搬車、給水車、 消毒車、糞尿車、タンク車(高圧ガス)</p>	➔ 対象外	×	 <p>タンクローリ</p>
<p>囲いのある架装物</p> <p>平ボデー、ダンプ、チップ運搬車、 平ボデー(クレーン付)、車両運搬車、 家畜運搬車、側面開放車(幌製)、 コンテナ兼用車、荷台昇降車、リフト車</p>	➔ 対象外	×	 <p>平ボデー</p>
<p>特殊用途にのみ用いられる装置</p> <p>高所作業車、脱着装置付コンテナ車、 コンクリートポンプ車、消防車、 トラッククレーン、空港用作業車、 穴掘建柱車、レッカー車、ボイラー車、 ウィンチ車、梯子車</p>	➔ 対象外	×	 <p>高所作業車</p>
<p>囲いのない架装物</p> <p>産業機械運搬車、コンテナ専用車、 車両運搬車、原木運搬車</p>	➔ 対象	<p>×</p> <p>※1参照</p>	 <p>産業機械運搬車</p>
<p>一体型架装物</p> <p>レントゲン車、放送中継車、救急車、 現金輸送車、採血車、検診車、患者輸送車、 寝具乾燥車、移動販売車、食堂車、 キャンピング車、図書館車、馬匹運搬車</p>	➔ 対象	<p>○</p> <p>床・壁・天井・ 中仕切り のみが対象</p> <p>※2参照</p>	 <p>レントゲン車</p>

○ はリサイクル(シュレッダーダスト) 料金に含まれている場合。
 × はリサイクル(シュレッダーダスト) 料金に含まれていない場合。

※1 架装物荷台の処理に必要な費用は、リサイクル(シュレッダーダスト) 料金に含まれていません。
 ※2 例えばレントゲン装置や放送機器、救急機器等の積載物は、自動車リサイクル法の対象外です。